

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 大野印刷株（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

平成二十八年
号外（七）
二月九日

（火曜日）

目次

監査公表

包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表……………一

○監査公表

監査委員公表第584号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次とおり公表する。

平成28年2月9日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 米 | 濱 | 光 | 郎 |
| 大分県監査委員 | 柳 | 井 | 貞 | 美 |
| 大分県監査委員 | 御 | 手 | 古 | 生 |
| 大分県監査委員 | 玉 | 田 | 輝 | 義 |

平成二十八年二月九日

大分県報号外（監査公表）

一

| | | | |
|---------------------------|--|--|---------------|
| 約 | 用していることが望ましい。 | でに検討する。平成28年4月1日施行を目前に、事務決裁規程を改正し、実施向いの決裁区分について定める。 【検討中】 | 報告書 109ページ |
| 大分銀行が個人診療事業委託契約を締結した点について | 【意見 2-7】 支出負担行為の決議の決議者について変更契約を基礎とした支出負担行為の決議者を含めた契約額全体が、変更契約を基礎とした支出負担行為の決議者を含めた契約額全体を決定することが望ましい。 | (総務部) 平成28年4月1日施行を目前に、変更契約を含めた契約額全体を基礎とした支出負担行為の決議者を含む取扱いに事務決裁規程を改正する。 【検討中】 | 報告書 111ページ |
| 大分銀行が個人診療事業委託契約を締結した点について | 【意見 2-8】 がん検診受診率向上に関する広報啓発の方法について | (企画振興部) 今後、同様の事業を実施する場合は、他の広報手段についても検討する。 【対応済】 | 報告書 112ページ |
| 大分銀行が個人診療事業委託契約を締結した点について | 【結果 2-11】 支払期日の遵守について 契約書に記載されている支払期日が遵守されており、契約違反の状況とまではなっていない。 | (企画振興部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による復讐的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】 | 報告書 112ページ |
| 大分銀行が個人診療事業委託契約を締結した点について | 【意見 2-9】 自殺予防に関する広報啓発の方法について | (企画振興部) 今後、同様の事業を実施する場合は、他の広報手段についても検討する。 【対応済】 | 報告書 112ページ |
| 大分銀行が個人診療事業委託契約を締結した点について | 【意見 2-10】 契約金額の変更について | (企画振興部・会計管理局) 契約金額の変更にあたっては、受当性の検討や必要書類の添付、契約金額の変更する際にも、契約金額の変更する際の際のボトム等について、文書による周知や研修などを行うことにより、再発の防止を図っていく。 【対応済】 | 報告書 114ページ |
| 大分銀行が個人診療事業委託契約を締結した点について | 【意見 2-11】 財務実績報告の方法について | (企画振興部) 決算の美観報告については、正味財産増減計算書等全体の収支について報告書に提出される。また、ボトムページ等でも公表している。 【対応済】 | 報告書 117ページ |
| 緊急雇用しきアルファレックス開館準備 | 【結果 2-2】 消費税の適用率について 平成25年度分の委託料確定額の事 | (企画振興部・会計管理局) 消費税を8%に適用した金額と差額(15,679円)について、平成 | 報告書 118ページ |

| | | | |
|-----------------|--|--|---------------|
| 業委託契約 | 【結果 2-3】 委託契約書に貼付された印紙税額の差額について 緊急雇用に係る委託契約書に貼付すべき印紙税額が過大であった。 | 26年度において精算手続を行った。担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による復讐的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】 | 報告書 119ページ |
| 国内圏域別誘客促進事業委託契約 | 【意見 2-12】 起案書の適切な承認について 契約書(案)として起案書の承認がなされたが、審査・指導票の添付が不十分であった。起案書の内容を修正し、起案書の承認を受けることにより、適切な承認が行われる。 | (企画振興部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による復讐的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】 | 報告書 121ページ |
| 緊急雇用おんせ | 【結果 2-4】 | (総務部・企画振興部・会計管理局) | |

